

## ふるさと新潟木づかい事業実施要領

### 第1 趣旨

本事業の実施にあたっては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年2月12日新潟県規則第7号）及び新潟県林業関係補助金交付要綱によるほか、この要領の定めるところによる。

### 第2 事業の目的

本事業は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」「基本方針」に基づく県方針、市町村方針の達成に資するとともに、「新潟県県産木材の供給及び利用の推進に関する条例」の趣旨に則って、県内の公共的施設および不特定多数の県民が利用する商業施設での県産材利用を支援することにより、県産材利用の促進を図る。

### 第3 事業種目及び事業内容等

本事業の事業内容及び補助対象経費等は別表1のとおり、対象となる施設は別表2のとおりとする。

### 第4 事業の実施計画

- 1 事業の実施を希望する者（以下「事業主体」という。）は、毎年度、県がホームページ等で提示する募集開始日以降、事業実施計画書（別記様式第1号）を、事業を所管する地域振興局長若しくは新潟地域振興局津川地区振興事務所長（以下「局長等」という。）を経由して知事に提出する。
- 2 知事は、1の事業実施計画書の内容を審査し、適当と認められる事業について、予算の範囲内で認定を行う。木造新技術・新利用法導入施設整備事業については、別記6に定める審査基準による評価をもとに認定を行う。
- 3 事業主体が、補助対象物件を担保に供し国が行っている制度融資から融資を受ける場合には、交付申請時に新潟県林業関係補助金交付要綱の第1号様式の付を添付する。

### 第5 事業の実施計画の変更

第4の規定により承認された事業実施計画の内容について、次に掲げる重要な変更を行う場合は、第4の規定に準じて変更事業計画書を提出し、事前に知事の承認を受けるものとする。

- (1) 事業費の30%を超える増減
- (2) 施工箇所の変更

### 第6 事業の実施

- 1 交付決定前着手  
事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。  
ただし、第4の1に規定する事業実施計画書を提出し、認定を受けた事業主体が、やむを得ない事情により補助金交付決定前に着手する必要がある場合は、交付決定前着手届（別記様式第2号）に関係書類を添えて局長等に提出する。
- 2 事業着手報告  
事業主体は、事業に着手したときは、事業着手報告書（別記様式第3号）に関係書類を添えて局長等に提出する。
- 3 事業完了報告  
事業主体は、事業が完了したときは、事業完了報告書（別記様式第4号）に関係書類を添えて局長等に提出する。

## 第7 事業の推進体制

- 1 県は、事業の実施並びに事業実施後の施設の管理及び運営について、指導援助にあたる。
- 2 事業主体は、第2の事業目的の達成に努め、本事業を円滑かつ効果的に実施するとともに、事業実施後は善良な施設の管理、運営及び県産材の普及を行う。  
また、当該施設に県産材を使用して整備されたことを利用者等に明示するための標識などを設置するとともに、事業完了後に事業効果の検証を実施する。

## 第8 報 告

事業主体は、第4の1に規定する事業実施計画書の「県産材の良さを県民等に広く普及していくための工夫」に記載した県産材PR等の実施状況について事業完了から1年間の実績を記載した県産材普及活動等実施状況報告書（別記様式第5号）を事業完了年度の翌年度末日までに局長等を経由して知事に提出する。

## 附 則

- この要領は、平成18年4月1日から実施し、平成18年度事業から適用する。
- この要領は、平成19年4月1日から実施し、平成19年度事業から適用する。
- この要領は、平成20年4月1日から実施し、平成20年度事業から適用する。
- この要領は、平成21年4月1日から実施し、平成21年度事業から適用する。
- この要領は、平成23年4月1日から実施し、平成23年度事業から適用する。
- この要領は、平成25年4月1日から実施し、平成25年度事業から適用する。
- この要領は、平成27年6月3日から実施し、平成27年度事業から適用する。
- この要領は、平成28年5月11日から実施し、平成28年度事業から適用する。
- この要領は、平成29年4月27日から実施し、平成29年度事業から適用する。
- この要領は、平成30年5月7日から実施し、平成30年度事業から適用する。
- この要領は、平成31年4月1日から実施し、平成31年度事業から適用する。

別表 1

事業内容	補助対象経費	補助率等	事業主体	採択基準
(1)木造施設整備事業（公共的施設）  県産材による公共的木造施設の新築、増改築	県産材の使用に係る木工事費	補助対象経費の1/2以内（1,000万円を補助金の上限とする）	学校法人、社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等	以下のすべての要件を満たすものであること。  1 木材利用促進の方針策定市町村内での整備であること。  2 県産材の使用基準（別表3）を満たした木材利用がなされていること。  3 木材利用の良さがアピールできるもの。  4 設置後の維持管理体制が整っていること。  5 施設を利用して県産材の利用拡大に向けたPRを行うこと。
(2)内装等木質化整備事業（公共的施設）  県産材による公共的施設の内装、外壁の木質化				
(3)外構等整備事業（公共的施設）  県産材による公共的施設の木製遊具、デッキ、テーブル、ベンチ等の整備（容易に移動、脱着できるものを除く）				
	ただし、国補助事業等で実施する場合は当該事業に係る補助対象経費。	国補助事業等で実施する場合は補助対象経費（ただし内装等木質化、外構等については木工事費）の5/100以内（1,000万円を補助金の上限とする。）		

※国や地方公共団体、その他の機関から同種(木材利用の促進を目的とした)の補助金等を受ける事業でないこと。

※専ら宗教活動や政治活動の用に供する施設整備事業でないこと。

事業内容	補助対象経費	補助率等	事業主体	採択基準
(4) 木造施設整備事業（商業施設）  県産材による木造商業施設の新築、増改築	県産材の使用に係る木工事費	補助対象経費の1/2以内(200万円を補助金の上限とする)	民間事業者等	以下のすべての要件を満たすものであること。  1 県産材の使用基準（別表3）を満たした木材利用がなされていること。  2 木材利用の良さがアピールできるもの。  3 設置後の維持管理の体制が整っていること。  4 施設を利用して県産材の利用拡大に向けたPRを行うこと。
(5) 内装等木質化整備事業（商業施設）  県産材による商業施設の内装、外壁の木質化				
(6) 外構等整備事業（商業施設）  県産材による商業施設の木製遊具、デッキ、テーブル、ベンチ等の整備 （容易に移動、脱着できるものを除く）				
	（ただし、国補助事業等で実施する場合は当該事業に係る補助対象経費。）	国補助事業等で実施する場合は補助対象経費（ただし内装等木質化、外構等については木工事費）の5/100以内（200万円を補助金の上限とする。）		
<p>※国や地方公共団体、その他の機関から同種(木材利用の促進を目的とした)の補助金等を受ける事業でないこと。</p> <p>※専ら宗教活動や政治活動の用に供する施設整備事業でないこと。</p>				

事業内容	補助対象経費	補助率等	事業主体	採択基準
<p>(7)木造新技術・新 利用法導入施設整 備事業</p> <p>県産材を使用した CLT工法や高度 な耐火技術等によ る木造・木質化施 設の新築、増改築</p>	<p>県産材の使用に 係る木工事費</p> <p>(ただし、国補助 事業等で実施 する場合は当 該事業に係る 補助対象経費</p>	<p>補助対象経費の1 ／2以内(1,000万 円を補助金の上 限とする。)</p> <p>国補助事業等 で実施する場 合は補助対象 経費(ただし 内装等木質 化については 木工事費)の 5／100以内 (1,000万円を 補助金の上限 とする。)</p>	<p>学校法人、 社会福祉 法人、NP O法人、民 間事業者 等</p>	<p>以下のすべての要 件を満たすもので あること。</p> <p>1 審査基準により 事業実施が適当と 判断されること。</p> <p>2 県産材の使用基 準(別表3)を満た した木材利用がな されていること。</p> <p>3 設置後の維持管 理の体制が整って いること。</p> <p>※国や地方公共団 体、その他の機関か ら同種(木材利用の 促進を目的とした) の補助金等を受け る事業でないこと。 ※専ら宗教活動や 政治活動の用に供 する施設整備事業 でないこと。</p>

別表 2

○別表1の事業内容(1)～(3)の対象とする施設

項目	代表的な例
学校	小学校、中学校、高等学校、幼稚園 等
社会福祉施設*	老人ホーム、保育所、福祉ホーム 等
病院、診療所	病院、診療所 等
運動施設、 野外活動施設	体育館、水泳場、野外活動施設 等
社会教育施設、 文化施設	公民館、美術館、図書館 等
交通機関の乗降、 待合施設	バス、鉄道、船舶、航空機の待合所、乗降の施設
高速道路の休憩所	高速道路の休憩所
地域振興施設	公会堂、集会所、宿泊施設、観光案内施設、トイレ、休憩所 等
農林水産業関係施設	農村センター、体験交流施設、産直施設 等

※サービス付き高齢者向け住宅については住宅であるため補助対象としない。

○別表1の事業内容(4)～(6)の対象とする施設

項目	代表的な例
別表1の事業内容(1)～(3)の対象とする施設以外で、不特定多数の県民が利用できる施設	劇場、映画館、物品の販売業を営む店舗、ホテル及び旅館、公衆浴場、飲食店、金融機関等

※以下の施設は補助対象としない。

- 住宅、事務所、倉庫、作業場等、利用者が特定の者に限られる施設
- 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条に規定する業を営む施設

○別表1の事業内容(7)の対象とする施設

項目	要件*
新潟県における県産材利用の技術的先導性、コスト・利用拡大への先導性を有し、県産材利用の普及啓発への積極的取組と認められる施設	<p>①技術面で先導性を有した設計または施工技術が導入されること。</p> <p>②県産材利用に関して、コストや利用拡大に役立つ材料・工法の先導的な工夫を有すること。</p> <p>③県産材による木造化・木質化に関し、多数の利用者等への普及啓発を継続的に積極的に行うこととしていること、または木造化・木質化に関する設計・施工の技術・ノウハウを積極的に公開すること。</p> <p>④不特定多数の県民が利用できる施設であること。</p>

※①～④の要件について審査委員会で審査する。

別表 3

【県産材（注1）の使用基準】

県産材の使用量は、原則として下表のとおりとする。

使用部位		県産材の使用量
木造施設		延床面積1㎡あたり 0.07m <sup>3</sup> 以上
内装等 木質化	内装	内装工事を実施する延床面積1㎡あたり 0.007m <sup>3</sup> 以上
	外壁	延床面積1㎡あたり 0.4m <sup>3</sup> 以上
外構等		総木材量のうち 80%以上

注1) 県産材とは、合法な手続きを経て県内で伐採された原木を加工したものをいい、樹種は問わない。

別記様式第1号（事業内容(1)～(6)の場合）

第 号  
平成 年 月 日

新潟県知事 様

申請者  
住所  
氏名(名称) 印

ふるさと新潟木づかい事業実施計画書

平成 年度ふるさと新潟木づかい事業を実施したいので、実施要領第4の1の規定に基づき下記のとおり実施計画書を提出します。

記

事業実施 主体名		事業実施後 の管理者			
事業実施場所					
事業の内容					
主な用途					
期待できる 事業効果					
事業 費	事業内容	総事業費 (千円)	事業費負担区分		
			県補助金 (千円)	事業主体 (千円)	その他 (千円)
	計				
着手予定年月日					
完了予定年月日					



[構造、品目及び数量]

[補助金額の算定]

補助金額 (千円) (E) = (D) / 2	補助対象経費 (千円) (D) = (C) × (A) / (B)	総木工事費 (千円) (C)	総木材使用量 (m <sup>3</sup> ) (B)	県産材使用量 (m <sup>3</sup> ) (A)

注) 補助金額は、千円未満切り捨て。

[県産材の使用予定数量]

① 木造施設整備事業の場合

県産材使用量 (= (A) / (B) : 0.07 m <sup>3</sup> / m <sup>2</sup> 以上)	施設延床面積 (m <sup>2</sup> ) (B)	県産材使用量 (m <sup>3</sup> ) (A)	摘 要

② 内装等木質化整備事業の場合 (内装)

県産材使用量 (= (A) / (B) : 0.007 m <sup>3</sup> / m <sup>2</sup> 以上)	内装工事対象延床 面積 (m <sup>2</sup> ) (B)	県産材使用量 (m <sup>3</sup> ) (A)	摘 要

内装等木質化整備事業の場合 (外壁)

県産材使用量 (= (A) / (B) : 0.4 m <sup>2</sup> / m <sup>2</sup> 以上)	施設延床面積 (m <sup>2</sup> ) (B)	県産材使用面積 (m <sup>2</sup> ) (A)	摘 要

③ 外構等整備事業の場合

県産材使用割合 (= (A) / (B) × 100 : 80%以上)	総木材使用量 (m <sup>3</sup> ) (B)	県産材使用量 (m <sup>3</sup> ) (A)	摘 要

[木材利用の特徴]

[県産材製品の調達方法]

発注予定県産材製品製造者：

県産材製品を設計図書(仕様書等)に明記

有 ・ 無

[県産材の良さを県民等に広く普及していくための工夫]	
①県産材の使用を明示する標識等の規格	(サイズ c m × c m、 基数 基)
②施設の周知計画	(時期 月、 回数 回、 周知人数 延べ 人)
③施設の披露・周知方法 (該当に○) (具体的な方法を記載)	(新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ、パンフレット、その他 ( )) [ ]
④施設の利用者計画	(約 人/月)
⑤事業効果の検証方法 (アンケート等)	
⑥その他、県産材を PR する工夫	

[事業の推進体制] (納材者、設計者、施工者、発注者 (申請者) 等関係する者の名称と関係が分かるよう、図示してください)

添付書類：位置図、平面図、現況写真(カラー)、概略設計図書 (補助金額の根拠、県産材の使用量が分かる根拠) および申請者の組織概要がわかる資料 (登記簿謄本の写し、組織規約、名簿等)、設置箇所の土地所有者がわかる資料 (登記簿謄本の写し)、申請事業に対する予算措置状況、消費税の納税対応状況確認表を添付して下さい。

なお、上記以外に知事が必要と認める書類について提出を求めることがあります。

※ 県産材納入時、事業主体は請負業者等から、県産材であることを明記した出荷証明書を受領し、県産材であることを確認すること。

(出荷証明書の添付書類)

- ・ 伐採届等、森林関係法令上の手続きが適正に行われていることがわかる書類の写し
- ・ 森林関係法令の対象とならない立木 (屋敷林等) については、その立木の所有者自ら作成する証明書 (所有者名、住所、樹種、数量を明記)

別記様式第1号（事業内容(1)～(6)他の補助事業と重複する場合）

第 号  
平成 年 月 日

新潟県知事 様

申請者  
住 所  
氏名(名称) 印

ふるさと新潟木づかい事業実施計画書

平成 年度ふるさと新潟木づかい事業を実施したいので、実施要領第4の1の規定に基づき下記のとおり実施計画書を提出します。

記

事業実施 主体名		事業実施後 の管理者				
事業実施場所		関連する 補助事業名				
事業の内容						
主な用途						
期待できる 事業効果						
事業 費	事業内容	総事業費 (千円)	事業費負担区分			
			県補助金 (千円)	その他補助金 (千円)	事業主体 (千円)	その他 (千円)
	計					
着手予定年月日						
完了予定年月日						

[構造、品目及び数量]

○木造施設整備事業の場合

[補助金額の算定]

補助金額 (千円) (E) = (D) × 5/100	補助対象経費 (千円) (D) = (C) × (A) / (B)	他補助対象経費 (千円) (C)	総木材使用 量 (m <sup>3</sup> ) (B)	県産材使用量 (m <sup>3</sup> ) (A)

注) 補助金額は、千円未満切り捨て。

[県産材の使用予定数量]

① 木造施設整備事業

県産材使用量 (= (A) / (B) : 0.07 m <sup>3</sup> / m <sup>2</sup> 以上)	施設延床面積 (m <sup>2</sup> ) (B)	県産材使用量 (m <sup>3</sup> ) (A)	摘 要

○内装等木質化整備事業、外構等整備事業の場合

[補助金額の算定]

補助金額 (千円) (E) = (D) × 5/100	補助対象経費 (千円) (D) = (C) × (A) / (B)	総木工事費 (千円) (C)	総木材使用 量 (m <sup>3</sup> ) (B)	県産材使用量 (m <sup>3</sup> ) (A)

[県産材の使用予定数量]

② 内装等木質化整備事業

(内装)

県産材使用量 (= (A) / (B) : 0.007 m <sup>3</sup> / m <sup>2</sup> 以上)	内装工事対象延 床面積 (m <sup>2</sup> ) (B)	県産材使用量 (m <sup>3</sup> ) (A)	摘 要

(外壁)

県産材使用量 (= (A) / (B) : 0.4m <sup>2</sup> / m <sup>2</sup> 以上)	施設延床面積 (m <sup>2</sup> ) (B)	県産材使用面積 (m <sup>2</sup> ) (A)	摘 要

③ 外構等整備事業

県産材使用割合 (= (A) / (B) × 100 : 80%以上)	総木材使用量 (m <sup>3</sup> ) (B)	県産材使用量 (m <sup>3</sup> ) (A)	摘 要

[木材利用の特徴]

[県産材製品の調達方法]

発注予定県産材製品製造者：

県産材製品を設計図書(仕様書等)に明記する意思

有 ・ 無

[県産材の良さを県民等に広く普及していくための工夫]	
①県産材の使用を明示する標識等の規格	(サイズ c m× c m、 基数 基)
②施設の周知計画	(時期 月、 回数 回、 周知人数 延べ 人)
③施設の披露・周知方法 (該当に○) (具体的な方法を記載)	(新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ、パンフレット、その他 ( )) [ ]
④施設の利用者計画	(約 人/月)
⑤事業効果の検証方法 (アンケート等)	
⑥その他、県産材をPRする工夫	

[事業の推進体制] (納材者、設計者、施工者、発注者 (申請者) 等関係する者の名称と関係が分かるよう、 図示してください)

添付書類：位置図、平面図、現況写真(カラー)、概略設計図書(補助金額の根拠、県産材の使用量が分かる根拠)および申請者の組織概要がわかる資料(登記簿謄本の写し、組織規約、名簿等)、設置箇所の土地所有者がわかる資料(登記簿謄本の写し)、申請事業に対する予算措置状況、消費税の納税対応状況確認表を添付して下さい。また、他補助と重複の場合には、その事業の承認通知を添付して下さい。

なお、上記以外に知事が必要と認める書類について提出を求めることがあります。

※ 県産材納入時、事業主体は請負業者等から、県産材であることを明記した出荷証明書を受領し、県産材であることを確認すること。

(出荷証明書の添付書類)

- ・ 伐採届等、森林関係法令上の手続きが適正に行われていることがわかる書類の写し
- ・ 森林関係法令の対象とならない立木(屋敷林等)については、その立木の所有者自ら作成する証明書(所有者名、住所、樹種、数量を明記)

別記様式第1号（事業内容(7)の場合）

第 号  
平成 年 月 日

新潟県知事 様

申請者  
住所  
氏名(名称) 印

ふるさと新潟木づかい事業実施計画書

平成 年度ふるさと新潟木づかい事業を実施したいので、実施要領第4の1の規定に基づき下記のとおり実施計画書を提出します。

記

事業実施 主体名		事業実施後 の管理者			
事業実施場所					
事業の内容					
主な用途					
期待できる 事業効果					
事業 費	事業内容	総事業費 (千円)	事業費負担区分		
			県補助金 (千円)	事業主体 (千円)	その他 (千円)
	計				
着手予定年月日					
完了予定年月日					



[構造、品目及び数量]

[補助金額の算定]

補助金額 (千円) (E)=(D)/2	補助対象経費 (千円) (D)=(C)×(A)/(B)	総木工事費 (千円) (C)	総木材使用量 (m <sup>3</sup> ) (B)	県産材使用量 (m <sup>3</sup> ) (A)

注) 補助金額は、千円未満切り捨て。

[県産材の使用予定数量]

木造施設の場合

県産材使用量 (=(A)/(B):0.07m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> 以上)	施設延床面積 (m <sup>2</sup> ) (B)	県産材使用量 (m <sup>3</sup> ) (A)	摘 要

内装等木質化の場合

(内装)

県産材使用量 (=(A)/(B):0.007m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> 以上)	内装工事対象延床 面積 (m <sup>2</sup> ) (B)	県産材使用量 (m <sup>3</sup> ) (A)	摘 要

(外壁)

県産材使用量 (=(A)/(B):0.4m <sup>2</sup> /m <sup>2</sup> 以上)	施設延床面積 (m <sup>2</sup> ) (B)	県産材使用面積 (m <sup>2</sup> ) (A)	摘 要

[木造化・木質化の取り組み内容]

用途		主要構造	
階数		延べ面積	
①技術面で先導性を有した設計または施工技術の導入	(特徴について箇条書きで記載してください)		
②県産材利用に関してコストや利用拡大に役立つ材料・工法の先導的な工夫			
③不特定多数の県民が利用するPR性の高い建物であることおよび県産材利用を県民に発信する取り組み			
④施設利用予定者数			
⑤事業費あたりの県産材利用量			
⑥その他特徴的な取り組み			

<p>[県産材製品の調達方法]</p> <p>発注予定県産材製品製造者：</p>	
<p>県産材製品を設計図書(仕様書等)に明記</p>	<p>有 ・ 無</p>

添付書類：位置図、平面図、現況写真(カラー)、概略設計図書（補助金額の根拠、県産材の使用量が分かる根拠）および申請者の組織概要がわかる資料（登記簿謄本の写し、組織規約、名簿等）、設置箇所の土地所有者がわかる資料（登記簿謄本の写し）、申請事業に対する予算措置状況、消費税の納税対応状況確認表を添付して下さい。

なお、上記以外に知事が必要と認める書類について提出を求めることがあります。

※ 県産材納入時、事業主体は請負業者等から、県産材であることを明記した出荷証明書を受領し、県産材であることを確認すること。

(出荷証明書の添付書類)

- ・ 伐採届等、森林関係法令上の手続きが適正に行われていることがわかる書類の写し
- ・ 森林関係法令の対象とならない立木（屋敷林等）については、その立木の所有者自ら作成する証明書（所有者名、住所、樹種、数量を明記）

別記様式第1号（事業内容(7)他の補助事業と重複する場合）

第 号  
平成 年 月 日

新潟県知事 様

申請者  
住 所  
氏名(名称) 印

ふるさと新潟木づかい事業実施計画書

平成 年度ふるさと新潟木づかい事業を実施したいので、実施要領第4の1の規定に基づき下記のとおり実施計画書を提出します。

記

事業実施 主体名		事業実施後 の管理者				
事業実施場所		関連する 補助事業名				
事業の内容						
主な用途						
期待できる 事業効果						
事業 費	事業内容	総事業費 (千円)	事業費負担区分			
			県補助金 (千円)	その他補助金 (千円)	事業主体 (千円)	その他 (千円)
	計					
着手予定年月日						
完了予定年月日						

[構造、品目及び数量]

○木造施設の場合

[補助金額の算定]

補助金額 (千円) (E)=(D)×5/100	補助対象経費 (千円) (D)=(C)×(A)/(B)	他補助対象経費(千円) (C)	総木材使用 量 (m <sup>3</sup> ) (B)	県産材使用量 (m <sup>3</sup> ) (A)

注) 補助金額は、千円未満切り捨て。

[県産材の使用予定数量]

県産材使用量 (=A)/(B):0.07m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> 以上)	施設延床面積 (m <sup>2</sup> ) (B)	県産材使用量 (m <sup>3</sup> ) (A)	摘 要

○内装等木質化の場合

[補助金額の算定]

補助金額 (千円) (E)=(D)×5/100	補助対象経費 (千円) (D)=(C)×(A)/(B)	総木工事費 (千円) (C)	総木材使用 量 (m <sup>3</sup> ) (B)	県産材使用量 (m <sup>3</sup> ) (A)

注) 補助金額は、千円未満切り捨て。

[県産材の使用予定数量]

(内装)

県産材使用量 (=A)/(B):0.007m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> 以上)	内装工事対象延床 面積 (m <sup>2</sup> ) (B)	県産材使用量 (m <sup>3</sup> ) (A)	摘 要

(外壁)

県産材使用量 (=A)/(B):0.4m <sup>2</sup> /m <sup>2</sup> 以上)	施設延床面積 (m <sup>2</sup> ) (B)	県産材使用面積 (m <sup>2</sup> ) (A)	摘 要

[木造化・木質化の取り組み内容]

用途		主要構造	
階数		延べ面積	
①技術面で先導性を有した設計または施工技術の導入	(特徴について箇条書きで記載してください)		
②県産材利用に関してコストや利用拡大に役立つ材料・工法の先導的な工夫			
③不特定多数の県民が利用するPR性の高い建物であることおよび県産材利用を県民に発信する取り組み			
④施設利用予定者数			
⑤事業費あたりの県産材利用量			
⑥その他特徴的な取り組み			

<p>[県産材製品の調達方法]</p> <p>発注予定県産材製品製造者：</p>	
<p>県産材製品を設計図書(仕様書等)に明記</p>	<p>有 ・ 無</p>

添付書類：位置図、平面図、現況写真(カラー)、概略設計図書（補助金額の根拠、県産材の使用量が分かる根拠）および申請者の組織概要がわかる資料（登記簿謄本の写し、組織規約、名簿等）、設置箇所の土地所有者がわかる資料（登記簿謄本の写し）、申請事業に対する予算措置状況、消費税の納税対応状況確認表を添付して下さい。また、他補助と重複の場合には、その事業の承認通知を添付してください。

なお、上記以外に知事が必要と認める書類について提出を求めています。

※ 県産材納入時、事業主体は請負業者等から、県産材であることを明記した出荷証明書を受領し、県産材であること確認すること。

(出荷証明書の添付書類)

- ・ 伐採届等、森林関係法令上の手続きが適正に行われていることがわかる書類の写し
- ・ 森林関係法令の対象とならない立木（屋敷林等）については、その立木の所有者自ら作成する証明書（所有者名、住所、樹種、数量を明記）

地域振興局長 様

申請者  
住 所  
氏名(名称)

印

ふるさと新潟木づかい事業交付決定前着手届

平成 年度ふるさと新潟木づかい事業を補助金交付決定前に着手したいので、対象事業として採択されない場合は、自力事業とすることを了承のうえ、関係書類を添えて届出します。

記

事業主体					
実施場所					
事業の内容					
	延床面積1㎡当たり 県産材使用量 (木造施設) (m <sup>3</sup> )				
	延床面積1㎡当たり 県産材使用量 (内装等木質化) (m <sup>2</sup> )				
	外構等での県産材の使用 割合 (%)				
県産材PRの内容	(具体的に)				
事業費	総事業費 (千円)	負担区分			
		県補助金 (千円)	その他補助金 (千円)	事業主体 (千円)	その他 (千円)
着手予定年月日					
完了予定年月日					
交付決定前 着手の理由					

添付書類：設計図書



別記様式第2号（事業内容(7)の場合）

第 号  
平成 年 月 日

地域振興局長 様

申 請 者  
住 所  
氏名(名称) 印

ふるさと新潟木づかい事業交付決定前着手届

平成 年度ふるさと新潟木づかい事業を補助金交付決定前に着手したいので、対象事業として採択されない場合は、自力事業とすることを了承のうえ、関係書類を添えて届出します。

記

事業主体					
実施場所					
事業の内容					
	延床面積 1 m <sup>2</sup> 当たり 県産材使用量 (木造施設) (m <sup>3</sup> )				
	延床面積 1 m <sup>2</sup> 当たり 県産材使用量 (内装等木質化) (m <sup>2</sup> )				
事業費	総事業費 (千円)	負担区分			
		県補助金 (千円)	その他補助金 (千円)	事業主体 (千円)	その他 (千円)
着手予定年月日					
完了予定年月日					
交付決定前 着手の理由					

添付書類：設計図書

地域振興局長 様

申 請 者  
住 所  
氏名(名称)

印

ふるさと新潟木づかい事業着手報告書

平成 年度ふるさと新潟木づかい事業の下記事業に着手したので、事業実施要領第6の2の規定に基づき報告します。

記

事業主体					
実施場所					
事業の内容					
	延床面積1㎡当たり 県産材使用量 (木造施設) (m <sup>3</sup> )				
	延床面積1㎡当たり 県産材使用量 (内装等木質化) (m <sup>2</sup> )				
	外構等での県産材の 使用割合 (%)				
県産材PRの内容	(具体的に)				
事業費	総事業費 (千円)	負担区分			
		県補助金 (千円)	その他補助金 (千円)	事業主体 (千円)	その他 (千円)
着手年月日					
完了年月日					

地域振興局長 様

申 請 者  
住 所  
氏名(名称) 印

ふるさと新潟木づかい事業完了報告書

平成 年度ふるさと新潟木づかい事業の下記事業が完了したので、実施要領第6の3の規定に基づき報告します。

記

事業主体					
実施場所					
事業の内容	延床面積1㎡当たりの県産材使用量 (木造施設) (m <sup>3</sup> )				
	延床面積1㎡当たりの県産材使用量 (内装等木質化) (㎡)				
	外構等での県産材の使用割合 (%)				
県産材PRの内容	(具体的に)				
事業費	総事業費 (千円)	負担区分			
		県補助金 (千円)	その他補助金 (千円)	事業主体 (千円)	その他 (千円)
着手年月日					
完了年月日					

添付書類

- 精算設計図書、竣工写真、県産材のPR状況を確認できる図書等(標識等の図面や写真、パンフレットや新聞、ホームページの写し等)
- ※ 提出された写真は、広報用素材として県のホームページやパンフレット等で使用する  
ことに同意するものとします。
- 県産材であることを明記した出荷証明書に下記書類を添付したもの
  - ・ 伐採届等、森林関係法令上の手続きが適正に行われていることがわかる書類の写し
  - ・ 森林関係法令の対象とならない立木(屋敷林等)については、その立木の所有者自ら作成する証明書(所有者名、住所、樹種、数量を明記)

新潟県知事 様

申請者  
住 所  
氏名(名称) 印

ふるさと新潟木づかい事業県産材普及活動等実施状況報告書

平成 年度に実施したふるさと新潟木づかい事業における県産材普及活動等の実施状況について実施要領第8の規定に基づき報告します。

記

事業実施場所												
施設の名称												
事業の内容												
主な用途												
県産材の良さを県民等に広く普及していくための工夫												
項 目	計 画				実 績				備 考			
①標識設置	サイズ	cm	×	cm	基数		サイズ	cm	×	cm	基数	
②周知計画	時期		回数		周知 人数		時期		回数		周知 人数	
③周知方法												
④施設利用者												
⑤県産材 普及活動等												
⑥事業効果の 検証結果												

添付資料：現況写真、事業効果の検証(アンケート等)取りまとめ結果、今後の活用について

## 別記6

### ふるさと新潟木づかい事業 (木造新技術・新利用法導入施設整備事業) 審査基準

#### 1 審査委員会

審査委員会は建築関係専門家、木材産業関係団体、林業関係団体、新潟県農林水産部林政課から選出された5名の委員により構成し、「ふるさと新潟木づかい事業（木造新技術・新利用法導入施設整備事業）審査委員会」とする。

#### 2 採点基準

技術面での先導性、材料と工法の工夫、県産材普及の取り組み、利用予定者数、県産材使用量、意匠性の6項目において5段階の評価を行い、それぞれ採点表に記載の係数を乗じて得点とする。

#### 3 申請施設の優先度判定

各委員の合計点数により応募施設ごとに優先度判定を行い、その結果を新潟県に報告する。

#### 4 採点表

施設名					
項目		評点(5段階)	係数		得点
県産材利用に関して技術面で先導性を有した設計または施工技術が導入されているか		×	1	=	
県産材利用に関してコストや利用拡大につながる先導的な工夫(材料や工法)がされているか		×	1	=	
不特定多数の県民が利用するPR性の高い建築物であり県産材利用に関する県民への発信の取り組みが積極的になされているか		×	1	=	
施設の利用予定者数		×	1	=	
その他	事業費あたりの県産材使用量	×	0.5	=	
	施設全体や木質化部分の意匠性	×	0.5	=	
計		25点満点			

- ・評点1・・・劣っている
- ・評点2・・・やや劣っている
- ・評点3・・・普通
- ・評点4・・・やや優れている
- ・評点5・・・優れている

#### 5 事業認定

知事は3の結果を元に計画の認定を行う。

事業主体における消費税の納税対応状況確認表

事業主体名

事業主体	予定の納税対応（納税対応の実績）		確認	消費税等 仕入控除税額			
	1 課税売上げなし			該当なし			
	2 市町村の一般会計						
	3 免税事業者						
	4 納 税 義 務 者	(1) 簡易課税制度採用者			含む		
		(2) 公共法人等で特定収入割合が5%超					
		(3) 一般の事 業者又は公 共法人等で 特定収入割 合が5%以 下	ア 課税 売上割合 が95% 未満	(ア) 一括比例配分方式			
				(イ) 個別 対応方式		a 共通用	
						b 非課税売上げ用	
		c 課税売上げ用		あり			
	イ 課税売上げ割合が95%以上						

- 注 1) 資本金又は出資金が1千万円以上の新設法人は、設立当初の2年間は納税義務が免除されない。
- 2) 「公共法人等」とは、市町村の特別会計、消費税法別表第3（※1）に掲げる法人又はみなし法人（※2）をいう。
- ※1 消費税法別表第3に掲げる法人（抜粋）  
一般財団法人、一般社団法人、土地改良区、農業共済組合
- ※2 みなし法人  
人格のない社団等のことで、法人でない社団（※3）又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。
- ※3 法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有していないもので、単なる個人の集合体ではなく、団体としての組織を有して統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動するものをいう。
- 3) 任意団体の場合は、みなし法人の適用を受けて団体名で法人税・消費税等の申告をしている場合を除き、損益を構成員に分配して個人が所得税・消費税等の申告をすることになる。従って、みなし法人でない場合は、構成員全員の確認が必要になる。